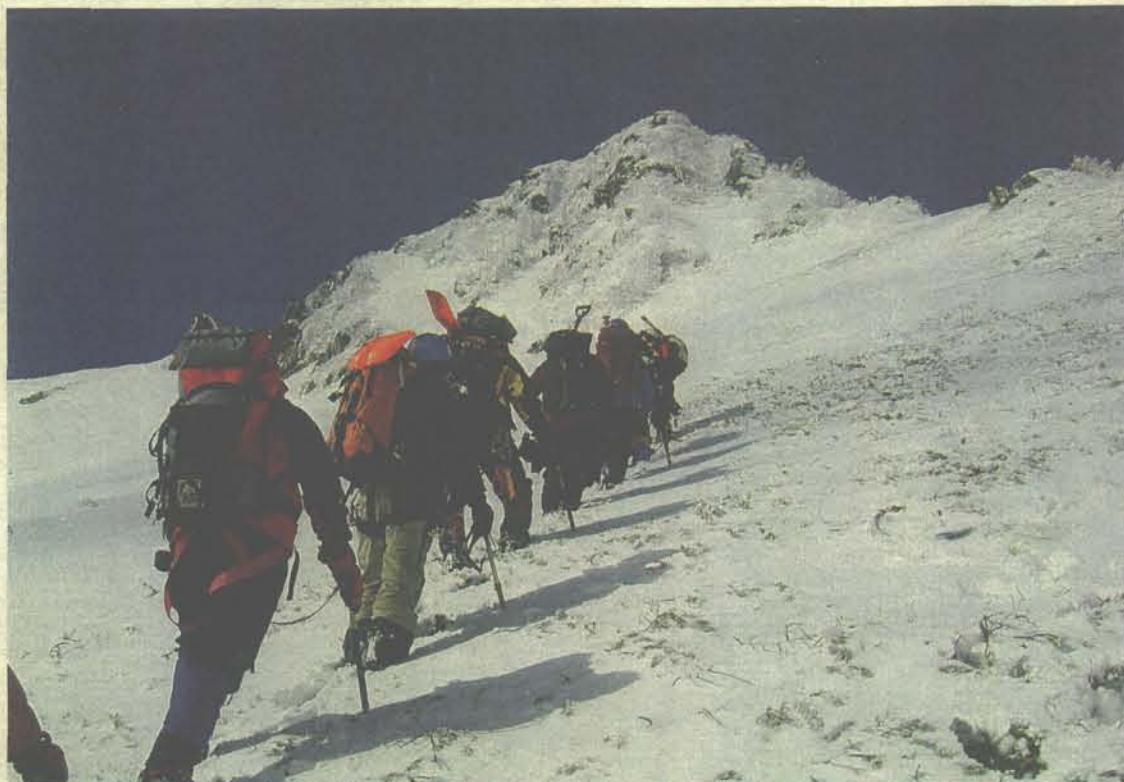


基金の継続に全力を



全国雪崩事故を防ぐための講習会・中央アルプス千畳敷



社民党福島党首に議員立法を要請

労山全国理事会は昨年11月に続き、労山対応基金の新保険業法からの適用除外問題での金融庁との第2回の直接交渉を、1月24日に衆議院第1議場で実現した。

佐が、労山からは斎藤義孝理事長と後藤功一理事長、川嶋高志事務局長の3名で、共産党佐々木憲昭衆院議員秘書と同大門実紀参院議員秘書が同席した。

交渉は前回の議論を踏まえながら、改めて金融側の適用除外の範囲を確認しながら、労山対応基金の定款改定を含めてその適用除外の可能性を

適用除外の議論は平行線 金融庁と第2回交渉

労山全国理事会は昨年11月に続き、労山対応基金の新保険業法からの適

用除外問題での金融庁との第2回の直接交渉を、1月24日に衆議院第1議場で実現した。

佐が、労山からは斎藤義孝理事長と後藤功一理事長、川嶋高志事務局長の3名で、共産党佐々木憲昭衆院議員秘書と同大門実紀参院議員秘書が同席した。

交渉は前回の議論を踏まえながら、改めて金融側の適用除外の範囲を確認しながら、労山対応基金の定款改定を含めてその適用除外の可能性を

ライチヨウ目撃情報

全国連盟自然保護委員会は、昨夏、ライチヨウ観察の自然保護講座を開催し、あわせてライチヨウ

目撃情報ネットワークを設立した(事務局・当委員会)。その後、「目撃情報調査会」を作成し、受付窓口を開設した(raincho@jwaf.jp)。

本格的な活動は今年度からとなる。目撃情報の内容は、目撃

ト、ライチヨウと目撃地の状況記録などで、写真の提供も呼びかけている。詳細は、各地方連盟への連絡・通知を参照。



北岳・大樺沢の雷鳥

署名活動に一層の努力を

第2回全国評議会開催

「仲間どうしの助け合いを守り、登山文化の明るい日を切り開こう!」をテーマに全国評議会が2月17日、東京で開催され、49地方連盟中、41地合計99名が出席して二日

方連盟から47名の評議員と来賓や全国連盟役員等

議案は圧倒的多数で承認され、団結を確認した。

この評議会では昨年の第27回総会で提起・確認された課題と目標について進捗状況を報告すると共に最重要課題として新規の対応についてパワーポイントを利用した分かりやすい説明を行つた。さらに、初日、夕食

後は、松崎良氏による「自主共存保険業法から遭対基金を守る活動の継続」と題する活動の方針を提案。

この評議会では昨年の第27回総会で提起・確認された課題と目標について進捗状況を報告すると共に最重要課題として新規の対応についてパワーポイントを利用した分かりやすい説明を行つた。さらに、初日、夕食



議案の採決をする評議員の方々

2007年5月末日。詳細は、全国連盟遭対部まで。

岩場環境整備の補助受付を開始。今年度の補助は、総予算が40万円。受付資格は労山会員。申込締切日は2007年5月末日。詳細は、全国連盟遭対部まで。

マスク、他団体への働きかけに一層の努力をすることを確認した。

創立50周年に向けた対応も

2日目は今年度の活動に開催される「第7回女性と登山全国集会」のアピールが行われた後、死亡事故が続いている遭難対策、独自の憲章が制定された自然保護について

地方連盟の取組も含めて後交流会の時間を削りて進捗状況を報告すると共に最重要課題として新規の対応についてパワーポイントを利用した分かりやすい説明を行つた。さらに、初日、夕食

後は、松崎良氏による「自主共存保険業法から遭対基金を守る活動の継続」と題する活動の方針を提案。

この評議会では昨年の第27回総会で提起・確認された課題と目標について進捗状況を報告すると共に最重要課題として新規の対応についてパワーポイントを利用した分かりやすい説明を行つた。さらに、初日、夕食

議会の重点課題

保険業法

新保険業法から遭難対策基盤を守るためにの質疑では、金融厅との交渉経過について詳しい説明を求められた。

9月30日の届け出期限以降、金融厅長官宛の「適用除外を求める」要請署名から、国会議員に対する請願も切り替えた。これは署名に切り替えた。これは

9月末までの金融厅交渉の中で、一度決めた政省令を金融厅が変更することは難しかった。しかしと感じたからだ。

ただ、届け出期限以降はむしろ金融厅の担当者は前向きに話しを聞いてくれるようになった。これは、予

約に切替えた。これは、その効定期限内は従前と同様の形で補償すると回答した。

緊急事態にどう対応するかについては、3つの設定シナリオにもとづいて

福岡県連からオブザーバーとして重藤会長が参加し、昨年10月に発生した会員が関係した死亡事故について詳しい報告を行った。

この事故をはじめ11名の仲間を山岳遭難事故で失い今年もすでに1月に会員の死

亡事故が発生した。

各団体をリードしてきた指導者層が入れ替わる時に山行管理能力が落ちて事故が起きている。新しい指導者を育成する教育システムの構築が急務だという意見が報告された。

遭難対策



豊田加寿子・評議員（奈良県連盟）

黒姫と千畳敷で開催 第21回全国雪崩講習会

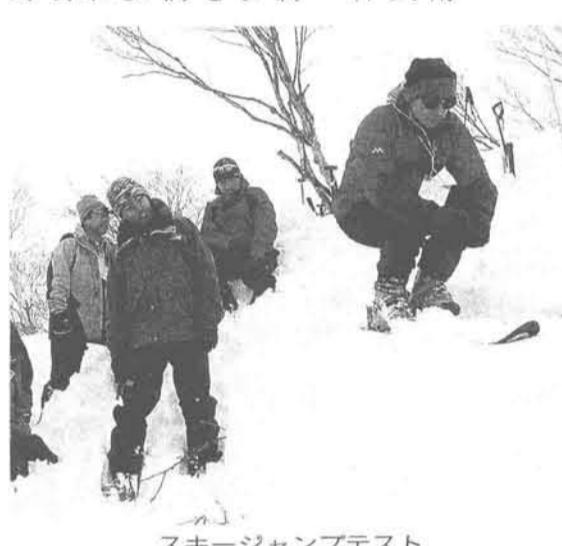
今年は暖冬寒雪、黒姫会場ではスキー場の上部が入

り込んだため、バスで30分ほど移動して関温泉スキー場へ会場を移して3日間開催。2日目の雪洞泊は雪不足と当日の悪天のため、造るのに時間がかかり、講習の時間が短くなつた。

開催日程は千畳敷、黒姫ともに2月10日～12日の3日間、前日の9日は講師・受講生24名。講師・スタッフ15名。

黒姫会場は9日の夜に雨が降り、11日は未明から大雪で天候的にも厳しい条件での講習となつたが講師・スタッフの努力で無事終了。予定していたスキーのレベル別以外に一泊二日と二泊三日、日帰りの日程を設定し、受講生の便宜を図つた。参加者は千畳敷が受講生19名、講師・スタッフ35名。黒姫高原は受講生24名。講師・スタッフ15名。

黒姫の山スキー・スノーボードクラスは基本・実践認定講師研修。



スキージャンプテスト

大日岳で和解勧告

名古屋高裁金沢支部

大日岳裁判は名古屋高裁金沢支部で、3月12日（月）午後3時から控訴審では初めの公判で口頭弁論が行われました。

長門栄吉裁判長は、冒頭原告2人の陳述の後、国が申請していた2人の証人の採用を却下し、職権による和解審となり、今後は原告全

ての交渉に舞台が移る。原告側の中島嘉尚主任弁護士は、和解成立まで署名を捺すことを希望しました。

原告側によると、

事実上二審は原告有利に

解を双方に勧告しました。

原告、被告側ともこれを受け入れ、今後双方が和解条件を裁判所に提示し、5月7日（月）に担当当事者の間で初の和解交渉が行なわれました。

長門栄吉裁判長は、冒頭原

告2人の陳述の後、国が申

請していた2人の証人の採

用を却下し、職権による和

解審となり、今後は原告全

ての交渉に舞台が移る。

原告側の中島嘉尚主任弁

護士は、和解成立まで署名を捺すことを希望しました。

原告側によると、

事実上二審は原告有利に

解を双方に勧告しました。

原告、被告側ともこれを受け入れ、今後双方が和解条件を裁判所に提示し、5月7日（月）に担当当事者の間で初の和解交渉が行なわれました。

長門栄吉裁判長は、冒頭原

告2人の陳述の後、国が申

請していた2人の証人の採

用を却下し、職権による和

解審となり、今後は原告全

ての交渉に舞台が移る。

原告側の中島嘉尚主任弁

護士は、和解成立まで署名を捺すことを希望しました。

原告側によると、

事実上二審は原告有利に

解を双方に勧告しました。

原告、被告側ともこれを受け入れ、今後双方が和解条件を裁判所に提示し、5月7日（月）に担当当事者の間で初の和解交渉が行なわれました。

長門栄吉裁判長は、冒頭原

告2人の陳述の後、国が申

請していた2人の証人の採

用を却下し、職権による和

解審となり、今後は原告全

ての交渉に舞台が移る。

原告側の中島嘉尚主任弁

護士は、和解成立まで署名を捺すことを希望しました。

原告側によると、

事実上二審は原告有利に

解を双方に勧告しました。

原告、被告側ともこれを受け入れ、今後双方が和解条件を裁判所に提示し、5月7日（月）に担当当事者の間で初の和解交渉が行なわれました。

長門栄吉裁判長は、冒頭原

告2人の陳述の後、国が申

請していた2人の証人の採

用を却下し、職権による和

解審となり、今後は原告全

ての交渉に舞台が移る。

原告側の中島嘉尚主任弁

護士は、和解成立まで署名を捺すことを希望しました。

原告側によると、

事実上二審は原告有利に

解を双方に勧告しました。

原告、被告側ともこれを受け入れ、今後双方が和解条件を裁判所に提示し、5月7日（月）に担当当事者の間で初の和解交渉が行なわれました。

長門栄吉裁判長は、冒頭原

告2人の陳述の後、国が申

請していた2人の証人の採

用を却下し、職権による和

解審となり、今後は原告全

ての交渉に舞台が移る。

原告側の中島嘉尚主任弁

護士は、和解成立まで署名を捺すことを希望しました。

原告側によると、

事実上二審は原告有利に

解を双方に勧告しました。

原告、被告側ともこれを受け入れ、今後双方が和解条件を裁判所に提示し、5月7日（月）に担当当事者の間で初の和解交渉が行なわれました。

長門栄吉裁判長は、冒頭原

告2人の陳述の後、国が申

請していた2人の証人の採

用を却下し、職権による和

解審となり、今後は原告全

ての交渉に舞台が移る。

原告側の中島嘉尚主任弁

護士は、和解成立まで署名を捺すことを希望しました。

原告側によると、

事実上二審は原告有利に

解を双方に勧告しました。

原告、被告側ともこれを受け入れ、今後双方が和解条件を裁判所に提示し、5月7日（月）に担当当事者の間で初の和解交渉が行なわれました。

長門栄吉裁判長は、冒頭原

告2人の陳述の後、国が申

請していた2人の証人の採

用を却下し、職権による和

解審となり、今後は原告全

ての交渉に舞台が移る。

原告側の中島嘉尚主任弁

護士は、和解成立まで署名を捺すことを希望しました。

原告側によると、

事実上二審は原告有利に

解を双方に勧告しました。

原告、被告側ともこれを受け入れ、今後双方が和解条件を裁判所に提示し、5月7日（月）に担当当事者の間で初の和解交渉が行なわれました。

長門栄吉裁判長は、冒頭原

告2人の陳述の後、国が申

請していた2人の証人の採

用を却下し、職権による和

解審となり、今後は原告全

ての交渉に舞台が移る。

原告側の中島嘉尚主任弁

護士は、和解成立まで署名を捺すことを希望しました。

原告側によると、

事実上二審は原告有利に

解を双方に勧告しました。

原告、被告側ともこれを受け入れ、今後双方が和解条件を裁判所に提示し、5月7日（月）に担当当事者の間で初の和解交渉が行なわれました。

長門栄吉裁判長は、冒頭原

告2人の陳述の後、国が申

請していた2人の証人の採

用を却下し、職権による和

解審となり、今後は原告全

ての交渉に舞台が移る。

原告側の中島嘉尚主任弁

護士は、和解成立まで署名を捺すことを希望しました。

原告側によると、

事実上二審は原告有利に

解を双方に勧告しました。

原告、被告側ともこれを受け入れ、今後双方が和解条件を裁判所に提示し、5月7日（月）に担当当事者の間で初の和解交渉が行なわれました。

長門栄吉裁判長は、冒頭原

告2人の陳述の後、国が申

請していた2人の証人の採

用を却下し、職権による和

解審となり、今後は原告全

ての交渉に舞台が移る。

原告側の中島嘉尚主任弁

護士は、和解成立まで署名を捺すことを希望しました。

原告側によると、

事実上二審は原告有利に

解を双方に勧告しました。

